



平成 23 年 4 月 15 日

各 位

上場会社 古野電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 古野 幸男
(コード番号 6814 大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 井澤 亮三
(TEL : 0798-63-1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 15 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 26 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するほか、毎事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第 21 条（任期）に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。また、これに伴い任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 社外取締役に独立性の高い有能な人材を招聘できるよう、また、社外取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約の締結を可能とするため、変更案第 29 条（社外取締役との責任限定契約）を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外監査役に独立性の高い有能な人材を招聘できるよう、また、社外監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約の締結を可能とするため、変更案第 39 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
- (4) その他、必要な条数の繰り上げなど所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 23 年 5 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 23 年 5 月 26 日

以 上

定款一部変更の内容

(下線は__変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第38条～第45条 (条文省略)</p> <p>附 則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、それを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>第22条～第28条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第38条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第39条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(削 除) (削 除) (削 除)</p>

以 上